

○府中市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月24日

条例第25号

改正 平成27年3月13日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平27条例10・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第7条第1項及び第9条第2項において同じ。)20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平27条例10・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置く

ことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平27条例10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27条例10・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例10・旧第7条繰下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平27条例10・追加)

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平27条例10・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例10・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

付 則(平成27年3月13日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。